

独立

公立大学法人 公立鳥取環境大

理 事 長 江 崎 信

有限責

指定

業 務

<財務諸表監査>

監査意見

当監査法人は、地方独立行政法人学法人公立鳥取環境大学の令和3年表（利益の処分に関する書類（案）キャッシュ・フロー計算書、行政サ属明細書について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表がの会計の基準に準拠して、公立大学同日をもって終了する事業年度の運の状況を、全ての重要な点において

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一して監査を行った。地方独立行政法おける会計監査人の責任」に記載さに従って、公立大学法人から独立している。当監査法人は、意見表明る。この基礎には、当監査法人が監らす理事長又はその他の役員若しくかったとの事実を含んでいる。なお因とならない理事長又はその他の役て意見を述べるものではない。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告書の記載内容を作成し開示することに整備及び運用における公立大学法人

当監査法人の財務諸表等に対する査法人はその他の記載内容に対して

財務諸表等の監査における当監査て、その他の記載内容と財務諸表等るかどうか検討すること、また、そがあるかどうか注意を払うことにあ

当監査法人は、実施した作業にまは、その事実を報告することが求め

その他の記載内容に関して、当監

財務諸表に対する理事長及び監事の理事長の責任は、我が国において拠して財務諸表を作成し適正に表示重要な虚偽表示のない財務諸表を作備及び運用することが含まれる。

監事の責任は、財務報告プロセス職務の執行を監視することにある。

財務諸表監査における会計監査人の責任

会計監査人の責任は、会計監査人が実施した監査に基づいて、虚偽並びに違法行為による重要な虚偽表示がないかどうかについて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにより、違法行為により発生する可能性があり、個別に又は集計すると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される重要な虚偽表示の発生を防止し、虚偽表示のリスクを低減することにある。会計監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行う。

- ・ 不正及び虚偽並びに違法行為による重要な虚偽表示のリスクに対応した監査手続を立案し、実施することによる。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を収集すること。
 - ・ 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見を表明することにある。監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案し、内部統制を評価する。
 - ・ 理事長が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価すること。
 - ・ 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する内部統制の有効性及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
 - ・ 理事長又はその他の役員若しくは職員による不正及び虚偽表示をもたらす要因となることに十分留意して計画した監査を実施すること。
- 会計監査人は、監事に対して、計画した監査の範囲とその実施結果、内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の範囲を制限しているその他の事項について報告を行う。

<利益の処分に関する書類（案）、事業報告書（会計に関する報告）>

会計監査人の報告

当監査法人は、法第 35 条第 1 項の規定に準じて、公立大学日から令和 4 年 3 月 31 日までの第 10 期事業年度の利益の処分に関する部分に限る。）及び決算報告書について監査を行った。対象とした会計に関する部分は、事業報告書に記載されている記載部分である。

当監査法人の報告は次のとおりである。

- (1) 利益の処分に関する書類（案）は、法令に適合している。
- (2) 事業報告書（会計に関する部分に限る。）は、公立大学の運営状況を正しく示しているものと認める。
- (3) 決算報告書は、理事長による予算の区分に従って決算している。

理事長及び監事の責任

理事長の責任は、法令に適合した利益の処分に関する書類及び決算報告書を作成すること、並びに理事長の責任を正しく示す決算報告書を作成することにある。

監事の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における職務の執行を監視することにある。

会計監査人の責任

会計監査人の責任は、利益の処分に関する書類（案）が法令に適合していること、並びに事業報告書（会計に関する部分に限る。）が財政状態及び運営状況を正しく示していること、並びに決算報告書が理事長による予算の区分に従って決算の状況を正しく示していることにある。

利害関係

公立大学法人与当監査法人又は業務執行社員との間には、利害関係はない。